



東京海上・米国短期国債ファンド（毎月決算型）

愛称：コメタン

追加型投信／海外／債券

2023年5月9日作成

第2期決算 分配金のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「東京海上・米国短期国債ファンド（毎月決算型）（愛称：コメタン）」（以下、「当ファンド」）は、2023年5月8日に第2期決算を迎えました。基準価額の水準や金利水準、市況動向等を総合的に勘案し、分配金（1万口当たり、税引前）を以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

当ファンドは、引き続き信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行いますので、今後とも、一層のご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

第2期分配金 (1万口当たり、税引前)	30円
最終利回り（複利）* (2023年5月8日時点)	5.08%

* 東京海上・米国短期国債マザーファンドベース。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

※ 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

※ 最終利回り（複利）は、ポートフォリオの最終利回り。各保有債券の数値を加重平均した値で、保有債券の時価評価額を基に計算したもので、当ファンド自体の利回りではありません。

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

設定来の基準価額の推移

2023年3月13日（当ファンドの設定日）～2023年5月8日、日次



※ 基準価額、基準価額（税引前分配金再投資）は信託報酬控除後のもので、1万口当たりで表示しています。

※ 上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。



東京海上・米国短期国債ファンド（毎月決算型）

愛称：コメタン

追加型投信／海外／債券

2023年5月9日作成

ファンドの特色

詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

1. 米国の国債および上場投資信託証券を主要投資対象とします。

- マザーファンドを通じて投資する米国の国債の実質組入比率は、高位を保つことを基本とします。ただし、マザーファンドの資金動向等によっては、マザーファンドにおいて、残存期間が3ヵ月以下の米国国債の指数を対象とする上場投資信託証券に投資する場合があります。

2. 米国の国債の投資にあたっては、原則として、残存期間が3ヵ月以下の国債に投資を行います。

- 金利変動による債券価格の変動リスクが相対的に小さい米国短期国債に投資することにより、安定した収益の確保をめざします。

3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4. 毎月8日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として下記の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドの主なリスク

詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

- ・ 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**
- ・ **運用による損益は、全て投資者に帰属します。**
- ・ 投資信託は**預貯金や保険と異なります。**
- ・ ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

〈収益分配金に関する留意事項〉

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



東京海上・米国短期国債ファンド（毎月決算型）

愛称：コメタン

追加型投信／海外／債券

2023年5月9日作成

ファンドの費用

詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料：購入価額に**2.2%(税抜2%)**の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

信託財産留保額：ありません

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：ファンドの純資産総額に**年率0.462%（税抜0.42%）**を乗じて得た額

その他の費用・手数料：以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。

- ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用
ファンドの純資産総額に年率0.011%（税込）をかけた額（上限年99万円）を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。
 - ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
 - ・資産を外国で保管する場合にかかる費用
 - ・信託事務等にかかる諸費用
- ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

※ファンドが実質的に投資するETFについては、市場の需給等により価格形成されるため、ETFの費用は表示しておりません。

取扱販売会社

商号（五十音順）	登録金融機関	金融商品取引業者	登録番号	加入協会				備考
				日本証券業協会	日本投資顧問業協会	一般社団法人 取引業協会 金融先物 一般社団法人	第二種金融商品 取引業協会	
株式会社 SBI証券		○	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	
株式会社 SBI 新生銀行 （委託金融商品取引業者 株式会社 SBI証券）	○		関東財務局長（登金）第10号	○		○		
七十七証券株式会社		○	東北財務局長（金商）第37号	○				

※販売会社によっては、現在、新規申込みの取扱いを中止している場合があります。

■ 設定・運用は

東京海上アセットマネジメント株式会社

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ご留意事項

- 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。